○農林水産省告示第千二百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年六月一日

農林水産大臣　森山　裕

一　解除に係る保安林の所在場所　香川県東かがわ市大字坂元字大坂（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を香川県庁及び東かがわ市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年六月一日

農林水産大臣　森山　裕

一　解除に係る保安林の所在場所　秋田県雄勝郡東成瀬村（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を秋田県庁及び東成瀬村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百七十一号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、平成二十七年経済産業省告示第百五十三号（中小企業信用保険法第二条第五項第四号の事由及び地域を指定する件）を次のように改正する。

平成二十八年六月一日

経済産業大臣　林　幹雄

事由名	地域		指定の期間
平成二十七年大涌谷周辺における火山活動	神奈川県	箱根町	平成二十七年七月二十二日から平成二十八年八月三十一日まで
		小田原市	
		真鶴町	
		湯河原町	

○国土交通省告示第七百九十二号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四十六条第二項第一号イの規定に基づき、建築基準法施行令第四十六条第二項第一号イの規定に基づく構造耐力上主要な部分である柱及び横架材に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を定める件（昭和六十二年建設省告示第千八百九十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月一日

国土交通大臣　石井　啓一

○農林水産省告示第千二百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年六月一日

農林水産大臣　森山　裕

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県大野郡白川村大字加須良字瀬戸平二二九の二、二三〇の二、二三二の二、二三三の二、二三三の四、二四〇の二、二四二の二、二四六の二、二五〇の四から二五〇の七まで、字シシバミ二五一の二、二五二の二、二五三の二、二五五の一、二五五の二、二五六の一から二五六の三まで、二五八の二、二五八の三、二六五の二、二六九の二、二七〇の二、二七二の二、三〇〇の三、三〇〇の五から三〇〇の八まで、三〇〇の一〇、字焼谷五六二の三から五六二の六まで、五六九の二、五六九の四、五七〇、五七一の二から五七一の四まで、五七二の二、五七二の三、五七六の二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　発電設備用地とするため

国土交通大臣　石井　啓一

第五号中「乾燥割れにより耐力が低下するおそれの少ない構造の」を「次のイ又はロに掲げる」に、「二十パーセント」を「当該接合の種類に応じてそれぞれ次のイ又はロに定める数値」に改め、同号に次のように加える。

イ　径二十四ミリメートルの込み栓を用いた接合又はこれと同等以上に乾燥割れにより耐力が低下するおそれの少ない構造の接合　三十パーセント

ロ　乾燥割れにより耐力が低下するおそれの少ない構造の接合（イに掲げる接合を除く。）　二十パーセント

第六号中「乾燥割れにより耐力が低下するおそれの少ない構造の」を「前号イ又はロに掲げる」に、「二十パーセント」を「当該接合の種類に応じてそれぞれ同号イ又はロに定める数値」に改める。

附　則

この告示は、平成二十八年六月一日から施行する。

○国土交通省告示第七百九十三号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百三十七条の二第一号イ(3)及びロ(3)並びに第二号イの規定に基づき、建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準並びに建築物の基礎の補強に関する基準を定める件（平成十七年国土交通省告示第五百六十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月一日

国土交通大臣　石井　啓一

第一中「次の各号」の下に「（法第二十条第一項第一号後段に規定する構造計算によって安全性を確かめる場合にあっては、第一号）」を加える。

第二第一号中「イ及びロ」を「のいずれか」に改め、同号イ及びロを次のように改める。

イ　令第三章第八節の規定に適合すること。

ロ　令第三章第八節の規定（地震に係る部分に限る。）に適合し、かつ、地震時を除き、令第八十一条第一号から第三号まで（地震に係る部分を除く。）に定めるところによる構造計算によって構造耐力上安全であることを確かめること（法第二十条第一項第二号から第四号までに掲げる建築物である場合に限る。）。

第二第一号に次のように加える。

ハ　平成十八年国土交通省告示第百八十五号に定める基準によって地震に対して安全な構造であることを確かめ、かつ、地震時を除き、令第八十二条第一号から第三号まで（地震に係る部分を除く。）に定めるところによる構造計算によって構造耐力上安全であることを確かめること。

第二第三号中「よる」の下に「（法第二十条第一項第一号後段に規定する構造計算によって安全性を確かめる場合を除く。）」を加える。

第三第一号ロ及びハを次のように改める。

ロ　地震に対して、次のいずれかに定めるところによる。

(1)　令第三章第八節の規定（地震に係る部分に限る。）に適合すること。

(2)　令第四十二条、令第四十三条並びに令第四十六条第一項から第三項まで及び第四項（表三に係る部分を除く。）の規定（平成十三年国土交通省告示第千五百四十号に規定する枠組壁工法又は木質プレハブ工法（以下単に「枠組壁工法又は木質プレハブ工法」という。）を用いた建築物の場合にあっては同告示第一から第十までの規定）に適合することを確かめること（法第二十条第一項第四号に掲げる建築物のうち木造のものである場合に限る。）。

ハ　地震時を除いては、次のいずれかに定めるところによる。

(1)　令第三章第八節の規定（地震に係る部分を除く。）に適合すること。

(2)　令第四十六条第四項（表二に係る部分を除く。）の規定（枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物の場合にあっては平成十三年国土交通省告示第千五百四十号第一から第十までの規定）に適合すること（法第二十条第一項第四号に掲げる建築物のうち木造のものである場合に限る。）。